

# 札幌市議会基本条例 解説資料

平成 25 年(2013 年)3月

札幌市議会

# 目 次

前文	1
<b>第 1 章 総則</b>	
第 1 条 (目的)	3
<b>第 2 章 議会</b>	
第 2 条 (議会の役割)	4
第 3 条 (議会の活動原則)	5
第 4 条 (交流及び情報交換の推進)	6
第 5 条 (災害時の議会の役割)	6
第 6 条 (議員定数)	7
第 7 条 (議長及び副議長の役割)	7
第 8 条 (本会議)	8
第 9 条 (委員会)	8
第 10 条 (本会議及び委員会の運営)	9
第 11 条 (議員報酬)	10
<b>第 3 章 議員</b>	
第 12 条 (議員の活動原則)	11
第 13 条 (会派)	12
第 14 条 (政務活動費)	12
<b>第 4 章 市民との関係</b>	
第 15 条 (市民参加)	13
第 16 条 (広報及び広報の充実)	14
第 17 条 (本会議及び委員会の公開)	15
<b>第 5 章 市長等との関係</b>	
第 18 条 (市長等との関係)	16
第 19 条 (議会への説明等)	16
第 20 条 (監視及び評価)	17
第 21 条 (政策の立案及び提言)	17

## 第 6 章 議会の機能強化及び議会改革

第 22 条（議会の機能強化及び議会改革）	18
第 23 条（議決事件の拡大）	18
第 24 条（専門的知見の活用）	19
第 25 条（検討組織の設置）	20

## 第 7 章 政治倫理

第 26 条	20
--------	----

## 第 8 章 議会事務局等

第 27 条（議会事務局）	21
第 28 条（議会図書室）	21

## 第 9 章 他の条例等との関係等

第 29 条（最高規範性）	21
第 30 条（条例の見直し）	22

附則	22
----	----

## 前 文

札幌市議会は、極限の北の大地において言語に絶する困難の連続にも屈しなかった先人たちの偉業を受け継ぎ、これからの道都札幌の誇りある歴史を刻んでいくために、ここに今、自らが果たすべき役割を強く自覚するものである。

札幌市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組により、世界に誇り得る都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

こうした先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で連綿と培われてきた寛容かつ進取の気風を大切にし、本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。

近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められている。市政課題が複雑高度化する中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、本市議会のこうした伝統を重んじながら、一方で、災害時における議会の役割を踏まえるなど、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。

よって、札幌市議会は、市民、市議会及び市長、この三者の関係の中で、本市議会及び本市議会議員が果たすべき役割等を明確化し、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを誓い、本市議会における最高規範たるこの条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにしたものです。

### 【解説】

本市議会では、これまでも「請願・陳情の随時受け付けと、これらの審査時における提案者からの説明機会の確保」など様々な取組を行ってきました。これらの取組は、開かれた議会の実現に向けた改革の成果であり、本市の歴史性に立脚した先進的かつ積極的な取組と言えます。

近年、地方分権社会への転換が進められ地方公共団体の権限が増加するとともに、市政課題は複雑高度化しています。それに伴い、地方議会の役

割も年々その重要さが増しています。そうした中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、その果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、これまでの伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

このような認識の下、本市議会では、法に基づく全国一律のルールに加えて、本市議会として取組の充実を引き続き模索していくための骨格となる独自の規範を作り上げる必要があると考え、このたび札幌市議会基本条例を制定しました。

この前文は、こうした条例の制定の背景や経緯について触れるとともに、この条例の内容を市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展と市民福祉の向上に寄与するという、本市議会の決意を述べています。

#### ※「請願」「陳情」

市民は、市政についての意見や要望を文書で直接市議会に提出することができ、これを「請願」や「陳情」といいます。請願は、憲法第16条や地方自治法第124条に基づくもので議員の紹介が必要となります。陳情はこうした紹介を必要としません。

本市議会では、市民の声をより広く市政に反映させるように、陳情も請願に準じた取扱いにしています。また、閉会中も請願・陳情を随時受け付けるとともに、委員会での審査に際しては、提出者が説明できる機会を設けています。

#### ※「審査」

委員会において、付託を受けた議案、請願等について、議論し、結論を出す一連の過程のことをいいます。

#### ※「執行機関」

地方公共団体には、執行機関として、首長（都道府県知事、市町村長）と、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの委員会又は委員（これらは「行政委員会」と総称されることもある。）を置くこととされています。

それぞれの執行機関が独立した権限を持っている一方で、執行機関全体の総合調整は首長が行うシステムとなっています。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この条例は、二元代表制における札幌市議会（以下「議会」という。）及び札幌市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に基づき、市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的について規定したものです。

### 【解説】

目的規定は、条例全体の内容のあらましが分かるように置かれるもので、ごく簡単なものを除き、ほとんどの条例の第 1 条に置かれています。目的規定では、直接の目的だけでなく、必要に応じて目的の達成手段なども掲げられます。

ここでは、前文において掲げた議会の決意等を踏まえ、これまで明文化されていなかった議会と議員の役割等を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定め、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応え市の発展と市民福祉の向上に寄与することを、この条例の制定目的として定めています。

### ※「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を共に市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い相互の均衡と調和を図るとする仕組みのことをいいます。

※「執行機関」については、『前文』の解説（P 2）を参照

## 第 2 章 議会

### (議会の役割)

**第 2 条** 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。

### 【趣旨】

本条は、市政において議会が担う役割について規定したものです。

### 【解説】

第 1 号では、議会は憲法第 93 条第 1 項により設置された議事機関として、議案や請願・陳情等を審議・審査した上で、これらを議決する役割を担うことを定めています。

第 2 号では、議会は二元代表制の下、市長等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう監視し、評価する役割を担うことを定めています。

第 3 号では、議会は複雑高度化する市政課題等について調査研究を行い、自ら政策を立案したり、これを市長等に提言を行ったりする役割を担うことを定めています。

第 4 号では、議会は地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出や議会としての意思表示である決議を行うことにより、国や関係行政庁等に対し意思意見を表明し、その対応を促す役割を担うことを定めています。

※ 「請願」「陳情」については、『前文』の解説（P 2）を参照

※ 「審議」

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことをいいます。

※ 「審査」については、『前文』の解説（P 2）を参照

※ 「執行機関」については、『前文』の解説（P 2）を参照

※ 「意見書」

市議会は、市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に対し

議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。意見書の提出にあたっては、議員又は委員会の発案により、本会議でその可否が決められます。

※「決議」

意見書と同様に議会の意思を表明するものです。政治的効果を期待するほか、議会の意思を対外的に表明することが必要な場合になされる議決のことをいいます。

※「二元代表制」については、『第1条』の解説（P3）を参照

**（議会の活動原則）**

**第3条** 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。
- (2) 多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。
- (3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報公開を進めること。
- (4) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

**【趣旨】**

本条は、第2条に規定する役割を果たすため議会在遵守すべき活動原則について規定したものです。

**【解説】**

第1号では、二元代表制の下、議会は、憲法第93条第1項により設置された議事機関として、議案や請願・陳情等を議決する役割を担っていることから、その責任を自覚した上で、その機能を最大限発揮するよう活動することを定めています。

第2号では、議会は市民の代表である議員から構成される合議制の機関であることに鑑み、多様な市民意見を十分に把握した上で、公正で公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うことを定めています。

第3号では、市民意見を市政に反映させるとともに、議会活動について多くの市民にご理解いただくことが、市民自治を実現する有効な手段となることから、議会は市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと、議会活動について積極的に情報公開を進め、市民への説明責任を果たすことを定めています。

第4号では、本市議会在多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会在と

して果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を持ち、自らの改革に継続的に取り組んでいかなければならないという認識に立ち、議会は市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むことを定めています。

※「二元代表制」については、『第1条』の解説（P3）を参照

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

※「審査」については、『前文』の解説（P2）を参照

※「請願」「陳情」については、『前文』の解説（P2）を参照

#### （交流及び情報交換の推進）

**第4条** 議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする。

##### 【趣旨】

本条は、他の地方公共団体の議会との関係の在り方について規定したものです。

##### 【解説】

議会活動の成果を高めるためには、他の地方公共団体の議会における先進的な取組等を参考にすることも有効です。そこで本条では、議会は他の地方公共団体の議会と交流を行い、相互に情報交換を図るよう努めることを定めています。

#### （災害時の議会の役割）

**第5条** 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

##### 【趣旨】

本条は、災害が発生した場合における議会の役割について規定したものです。

##### 【解説】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害時の議会の役割の重要性が再認識されています。そこで本条では、災害が発生した場合

において、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組む旨、本市議会の決意を定めています。

#### (議員定数)

**第6条** 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえて、別に条例で定める。

#### 【趣旨】

本条は、議員定数を定める場合の基本的な方針について規定したものです。

#### 【解説】

第2条（議会の役割）に規定したとおり、二元代表制の下、議会は、市長等の事務の執行に対する監視・評価、政策の立案・提言などの議会機能を発揮することが求められます。そこで本条では、議員定数を定めるにあたっては、こうした議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保する視点等を踏まえる必要があることを定めています。

なお、具体的な議員定数については、『札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例』で別に定めています。

※「二元代表制」については、『第1条』の解説（P3）を参照

#### (議長及び副議長の役割)

**第7条** 議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行うものとする。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

#### 【趣旨】

本条は、議会の代表である議長の役割と、副議長が議長の職務を行う場合の役割について規定したものです。

#### 【解説】

地方自治法では、議会には、議会の統括機関及びその代理機関として、議長及び副議長を議員の選挙によりおくこととされています。

そこで第1項では、議長は、議場の秩序保持権、議事整理権及び事務統

理権という地方自治法上の権限を行使することに加え、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、議会の代表者として中立・公平な立場で職務を行い、民主的な議会運営を行うことを定めています。

第2項では、副議長が議長の職務を行う場合、本条第1項の規定を準用することを定めています。

#### (本会議)

**第8条** 定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。

#### 【趣旨】

本条は、本会議について規定したものです。

#### 【解説】

定例会及び臨時会を本会議といいます。本条では、本会議は、議員全員が一堂に会して審議を行う議会において最も基本的かつ重要な会議であり、市としての団体意思や議会としての機関意思の最終的な決定を行う場であることを定めています。

#### ※「定例会」

付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいいます。なお、本市議会の定例会の回数は、条例で年4回と定められています。

#### ※「臨時会」

定例会以外の時期に特定の事件に限って招集される議会の会議のことをいいます。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

#### (委員会)

**第9条** 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置する。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その設置目的に沿う機能が発揮されるように運営されなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、委員会について規定したものです。

## 【解説】

地方自治法では、議会に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置を認めています。この委員会制度は、事件の審議を終始本会議で行うのではなく、特定数の委員をもって組織する各委員会に分担審査させるものです。効率的な議会審議や慎重かつ詳細な事案の審査及び調査を可能とする制度であり、本市議会においても、この制度を採用しています。

そこで第1項では、本市議会が現在設置している常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置について定めるとともに、第2項では、委員会は、その設置目的に沿う機能が発揮されるよう運営されなければならないことを定めています。

### ※「常任委員会」

議案などをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査したり、調査・検討するために常に設置される委員会のことをいいます。現在、本市議会では、総務委員会、財政市民委員会、文教委員会、厚生委員会、建設委員会、経済委員会の6委員会を設置しています。

### ※「議会運営委員会」

議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関して各会派の意見を調整し、取り決めを行う委員会のことをいいます。

### ※「特別委員会」

特定の問題について審査・調査するために、必要と認めたときに設置される委員会のことをいいます。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

※「審査」については、『前文』の解説（P2）を参照

### （本会議及び委員会の運営）

**第10条** 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進するものとする。

2 議員は、議案及び市政の課題等について、その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を行うものとする。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

## 【趣旨】

本条は、本会議と委員会の運営方法に関する基本原則について規定したものです。

## 【解説】

第1項では、議会は市民の代表である議員から構成される合議制の機関であることから、本会議と委員会の運営にあたっては、議会活動の公正性と透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進することを定めています。

第2項では、本会議や委員会で議員が行う質疑等は、市政の課題や争点を明確にする意味でも大変重要であることから、質疑等を行うにあたっては、その論点が市民にとって明らかになるよう行うことを定めています。

第3項では、本会議や委員会における議員の質疑等に対し、市長等は、議長や委員長の許可を得た上で、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができることを定めています。

### ※「議員平等の原則」

議員は、議員としての新旧、性別、年齢、教育、財産、社会的地位、職業、所属政党、思想信条等にかかわらず、議員としてはすべて同等であって、法律上一切の差別はなく平等、対等であるという原則のことをいいます。

### ※「質疑」と「質問」

質疑は議案等についての疑問点をたずねることをいい、質問は議案等以外の市政全般について聞くことをいいます。

## （議員報酬）

**第11条** 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。

## 【趣旨】

本条は、議員報酬と議員の期末手当を定める場合の基本的な方針について規定したものです。

## 【解説】

第2条（議会の役割）に規定したとおり、議会は、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視・評価、政策の立案・提言などの議会機能を十分に発揮する役割を担っています。そこで本条では、

議員報酬及び議員の期末手当を定めるにあたっては、こうした議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえる必要があることを定めています。

なお、議員報酬と議員の期末手当の具体的な額等については、『札幌市議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例』で別に定めています。

### 第3章 議員

#### (議員の活動原則)

**第12条** 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。
- (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。
- (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。

#### 【趣旨】

本条は、議員の活動原則について規定したものです。

#### 【解説】

本条では、議員は、選挙により選ばれた市民の代表としての立場を常に認識しながら、議会の構成員として活動する必要があるという前提のもと、4つの活動原則を定めています。

第1号では、多様な市民意見と市政の課題を常に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って公正かつ誠実に職務を遂行するという、議員の職務遂行の考え方について定めています。

第2号では、自らの議会活動や議会における意思決定等の過程について市民に分かりやすく説明するという、議員の説明責任について定めています。

第3号では、市政課題が複雑高度化する中で、市長等が提案する議案の審議等を行うことに加え、自らが政策の立案及び提言を行っていく必要があり、必要な能力の向上を図るため議員は常に自己研さんに努めるべきであることを定めています。

第4号では、議会が言論の府であることを踏まえ、様々な場面において、議員相互間の討議を活発に行うべきであることを定めています。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

#### （会派）

**第13条** 議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、会派の結成、会派活動に当たり留意すべき事項について規定したものです。

#### 【解説】

会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成されるものです。会派は、地方自治法で政務活動費の交付対象とされているほか、都道府県議会や政令指定都市議会のような規模の大きな議会においては、委員会の委員構成や質問時間の配分などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上重要な存在となっています。そこで本条では、会派について定めています。

第1項では、議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができることを定めています。

第2項では、会派は、理念を共有する議員で構成されるというその利点を生かし、議員の活動を支援するとともに、自らが政策の立案、提言等を主体的に実施することを定めています。

#### （政務活動費）

**第14条** 会派（所属議員が1人の場合を含む。）は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の強化に取り組むものとする。

2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。

3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

#### 【趣旨】

本条は、政務活動費の在り方について規定したものです。

#### 【解説】

政務活動費は、平成24年の地方自治法の改正に伴い、従来の政務調査費に代わって議員又は会派に交付することが認められたものです。本市議会

においては、政務活動に要する経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付するものとされています。

第1項では、会派は、議会の活性化を図るため、政務活動費を活用して、議会機能の強化に取り組むべきことを定めています。

第2項では、政務活動費の用途について市民の疑念を招かないよう、その透明性を確保しなければならないことを定めています。

第3項では、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定めることとしています。これは、『札幌市議会政務活動費の交付に関する条例』で別に定められています。

#### ※「政務活動」

市議会における会派又は所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動のことをいいます。

### 第4章 市民との関係

#### （市民参加）

**第15条** 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 公聴会及び参考人の制度等の活用に努めること。
- (2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。
- (3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。

#### 【趣旨】

本条は、市民の議会活動への参加を推進するための取組方針について規定したものです。

#### 【解説】

議会は、市民の代表である議員により構成されており、制度上その審議等には市民の意思が間接的に反映されています。しかし、市民の意思をより一層議会活動に反映するためには、市民が議会の活動に直接かかわりを持つ機会を積極的に作っていくことも必要です。

そこで第1号では、本会議及び委員会の運営にあたっては、地方自治法第115条の2及び第109第5項に基づき利害関係人や学識経験者等から直接に話を聴く「公聴会」及び「参考人制度」を活用していくことを定めています。

第2号では、議会は、市民が市議会に対し直接に提案・要望を行う行為

である請願及び陳情が提出されたときは、その処理を公正かつ公平に行うことを定めています。

第3号では、請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

なお、本市議会では従前から請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けています。

※「公聴会」

議会が重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審査する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために開催することができます。

※「参考人制度」

議会が利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて、意見を聴取する制度のことです。公聴会と異なり、簡易な方法により利害関係者や学識経験者等の意見を聴くことができます。

※「請願」「陳情」については、『前文』の解説（P2）を参照

※「審査」については、『前文』の解説（P2）を参照

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

**（広報及び広聴の充実）**

**第16条** 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。

2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。

**【趣旨】**

本条は、議会における広報及び広聴の在り方について規定したものです。

**【解説】**

第1項では、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて議会活動に係る積極的な広報を行うことを定めています。本市議会では現在、「広報さっぽろ」や「議会だより」などの広報誌のほか、インターネットを活用したホームページによる情報提供や本会議・予算決算特別委員会の中継など、広報に取り組んでいます。

第2項では、議会が市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行っていくために、議員又は会派は、議会報告、意見

交換、意見聴取等により市民の意見を把握することを定めています。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

※「審査」については、『前文』の解説（P2）を参照

**（本会議及び委員会の公開）**

**第17条** 議会は、本会議及び委員会を原則公開し、必要な資料を市民に配布するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。

2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。

**【趣旨】**

本条は、本会議及び委員会の公開について規定したものです。

**【解説】**

第1項では、議会は、地方自治法に基づく秘密会を除いて本会議及び委員会を原則公開するとともに、必要な資料を市民に配布するなど、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むことを定めています。

第2項では、議会の審議や意思決定手続きについて市民の信頼を確保するため、議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにすることを定めています。

なお、本市議会では、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会についても従前から会議と会議録を公開しており、その透明性を確保しています。

※「秘密会」

議会の会議は原則公開することとされていますが、地方自治法第115条において、特に秘密を要する問題がある場合には、特別の議決により例外として秘密会とすることができるとされています。

## 第5章 市長等との関係

### (市長等との関係)

**第18条** 議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市の発展及び市民福祉の向上のために活動するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会と市長等との関係に関する基本原則を規定したものです。

#### 【解説】

国では内閣が議会の信任に基づいてつくられ議会に対して責任を負う「議院内閣制」が採用されていますが、地方では地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を共に市民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」が採られています。この二元代表制においては、市長と議会のそれぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図っていくことが求められています。

このことを踏まえ、本条では、議会は、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、議会自らが政策の立案及び提言を行うことを通じて、市の発展と市民福祉の向上のために活動するものであることを定めています。

※「二元代表制」については、『第1条』の解説（P3）を参照

### (議会への説明等)

**第19条** 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」という。）を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、市長等による議会への説明等に係る取扱いについて規定したものです。

#### 【解説】

議会が市長等の事務執行の監視・評価、政策の立案・提言等の役割を十分に果たしていくためには、議会が市政の各種課題に関する情報を適切かつ十分に把握していることが不可欠です。そこで本条では、市長等は、計画、政策、施策又は事業を立案・変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作

成し、議会へ適時適切な報告を行うことを定めています。

**（監視及び評価）**

**第20条** 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会による市長等の事務執行の監視・評価について規定したものです。

**【解説】**

市長等の事務執行の監視・評価については、第2条（議会の役割）第2号でも規定していますが、本条では、この役割をどのような形で果たしていくのかについて定めています。具体的には、議会は、議決権、調査権、検査権等の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、市長等に対して適切な措置を講ずるよう求めることとしています。

**（政策の立案及び提言）**

**第21条** 議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

**【趣旨】**

本条は、第18条に定めた議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会が市長等に対し政策の立案・提言を行っていくことを規定したものです。

**【解説】**

市政の課題に対する政策の立案・提言については、第2条（議会の役割）第3号でも規定していますが、本条ではこの役割をどのような形で果たしていくのかについて定めています。具体的には、議会は、市長等の事務執行の監視・評価や、市長から提案された議案の審議に加えて、議員提案による条例の制定、決議、質疑など様々な手段を用いて、積極的に政策の立案及び提言を行っていくこととしています。

※「決議」については、『第2条』の解説（P5）を参照

※「質疑」

議案等についての疑問点をたずねることをいいます。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

## 第6章 議会の機能強化及び議会改革

### （議会の機能強化及び議会改革）

**第22条** 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会の機能強化及び議会改革の取組方針について規定したものです。

#### 【解説】

前文にもあるとおり、近年、地方分権社会への転換が進められ地方公共団体の権限が増加するとともに、市政課題は複雑高度化し、それに伴い、地方議会の役割も年々その重要さが増しています。そうした中で、本市議会が多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、その果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、これまでの伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

そこで本条では、議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むという、議会の機能強化及び議会改革の取組方針を定めています。

### （議決事件の拡大）

**第23条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。

#### 【趣旨】

本条は、議会における議決事件の拡大に係る方針について規定したものです。

#### 【解説】

議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項において「条例の制定・改廃」「予算の議決」など15項目が制限列挙されているほか、同法同条第2項により、条例により議決事項を追加して定めることができること

とされています。

そこで本条では、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定めることとしています。

なお、具体的な議決事件については、『札幌市議会の議決すべき事件に関する条例』で別に定めています。

#### (専門的知見の活用)

**第24条** 議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

#### 【趣旨】

本条は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用について規定したものです。

#### 【解説】

地方自治法では、従来から学識経験者や利害関係人から直接に話を聴く制度として「公聴会」や「参考人制度」が規定されていましたが、平成18年の法改正により、「学識経験者等による専門的事項に係る調査」についての規定（同法第100条の2）が新たに追加されました。これによって、議会における議案の審査及び市の事務の調査に関して専門的知見の活用が必要な場合には、議会が第三者に一定の調査研究をさせてその報告を求めることができるようになっていきます。

そこで第1項では、議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用することを定めています。

第2項では、第1項の専門的事項に係る調査において、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができることを定めています。

※「審議」については、『第2条』の解説（P4）を参照

※「公聴会」については、『第15条』の解説（P14）を参照

※「参考人制度」については、『第15条』の解説（P14）を参照

※「審査」については、『前文』の解説（P2）を参照

**（検討組織の設置）**

**第25条** 議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

**【趣旨】**

本条は、議会の機能強化及び改革に係る検討組織について規定したものです。

**【解説】**

本市議会では、平成14年から議会の機能強化及び改革について検討する内部委員会を設置し、「費用弁償の廃止」や「予算決算特別委員会のインターネット中継の開始」など、これまでに様々な取組を進めてきました。

本条では、今後も議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議長は、議員で構成する検討組織を設置することができることを定めています。

なお、検討組織では、その目的を達成するため、専門的知見を有する者等の意見を聴く機会を設けることができることとしています。

**第7章 政治倫理**

**第26条** 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。

**【趣旨】**

本条は、議員としての品位保持及び政治倫理の向上について規定したものです。

**【解説】**

議員は、選挙により選ばれた市民の代表として、常に品位を重んじるとともに、高い倫理的義務に徹することが求められています。

そこで本条では、議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならないことを定めています。

なお、資産等の公開については、『政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例』で別に定められています。

## 第 8 章 議会事務局等

### (議会事務局)

**第 27 条** 議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図るものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会事務局の在り方について規定したものです。

#### 【解説】

地方自治法第138条第2項により、市町村の議会には条例で議会事務局を置くことができるものと定められています。

本条では、議会の機能を強化するとともに、議会活動を円滑かつ効果的に行うために議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ることとしています。

### (議会図書室)

**第 28 条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会図書室の在り方について規定したものです。

#### 【解説】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項及び第20項により、議員の調査研究に資するため議会に附置すること、さらに一般にこれを利用させることができるものと定められています。

本条では、議員の調査研究に資するという議会図書室の設置目的を踏まえて、これを充実強化するとともに、一般利用にも配慮することを定めています。

## 第 9 章 他の条例等との関係等

### (最高規範性)

**第 29 条** この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、議会における最高規範たるこの条例の位置づけについて規定したものです。

### 【解説】

条例と条例の間には法的な優劣はなく、どの条例も規範としての効力は同一です。しかしながら、この条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、本条では、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めて、議会における最高規範として位置付けています。

#### (条例の見直し)

第30条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

### 【趣旨】

本条は、この条例の見直しについて規定したものです。

### 【解説】

議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくためには、必要に応じて条例の内容について見直すことが求められます。

そこで本条では、条例の施行後も、議会が必要と認めるときは、条例の見直しを行うことを定めています。

## 附 則

#### (施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 【趣旨】

本条は、この条例の施行日について規定したものです。